



山形県公報

平成30年4月1日(日)

号 外 (8)

目 次

訓 令

○山形県事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する訓令…………… (人 事 課) … 1

訓 令

山形県訓令第8号

庁 中
出 先 機 関

山形県事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成30年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する訓令

山形県事務代決及び専決事務に関する規程(昭和28年12月県訓令第49号)の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「」が」を「、西置賜地域振興局長が掌理する事務にあつては西置賜地域振興局長)が」に改め、同条第2項中「、西置賜地域振興局長が掌理する事務にあつては西置賜地域振興局長が」を削り、「西置賜地域振興局長、医療監」を「医療監」に改める。

別表第1の備考第4項の表中

納税課北村山税務室、北村山総務課、北村山農業技術普及課、北村山農村整備課、北村山建設総務課、北村山道路計画課、北村山河川砂防課	北村山地域振興局長	を
---	-----------	---

納税課北村山税務室、北村山総務課、北村山農業技術普及課、北村山農村整備課、北村山建設総務課、北村山道路計画課、北村山河川砂防課	北村山地域振興局長	に改め、同備考第7項中
税務課西置賜税務室、西置賜総務課、西置賜農業技術普及課、西置賜農村整備課、西置賜建設総務課、西置賜道路計画課、西置賜河川砂防課	西置賜地域振興局長	

「の秘書課、広報推進課」を「の秘書課、広報広聴推進課」に改め、同項の表中「広報推進課」を「広報広聴推進課」に、「健康長寿推進課」を「健康づくり推進課、長寿社会政策課」に改める。

別表第2 総務部の項中

「 広報推進 課 」	を	「 広報広聴 推進課 」	に改め、同表子育て推進部の項子ども家庭課の項中
---------------------	---	-----------------------	-------------------------

施設事務費に関する事 こと。		1 社会福祉施設 （地域福祉推進 課、健康長寿推 進課及び障がい 福祉課の所管に 係るものを除 く。）に支弁す べき事務費等の 決定に関する事 こと。	
-------------------	--	--	--

を

施設事務費に関する事 こと。		1 社会福祉施設 （地域福祉推進 課、長寿社会政 策課及び障がい 福祉課の所管に 係るものを除 く。）に支弁す べき事務費等の 決定に関する事 こと。	
民間あつせん機関による養子縁組のあつせんに係る児童の保護等に関する法律に関する事 こと。		1 第6条第1項 及び第10条第1 項の規定による 養子縁組あつせん事業の許可に 関すること。	1 第10条第3項 の規定による届 出の受理及び許 可証の再交付に 関すること。
		2 第12条第3項 の規定による許 可の有効期間の 更新に関する事 こと。	2 第13条第1項 の規定による変 更の届出の受理 に関する事 こと。
		3 第13条第2項 の規定による許 可証の交付に関 すること。	3 第13条第3項 の規定による許 可証の書換えに 関すること。
		4 第15条の規定 による改善命令 に関する事 こと。	4 第14条第1項 の規定による事 業廃止の届出の 受理に関する事 こと。
		5 第16条第1項 の規定による許 可の取消しに関 すること。	5 第20条の規定 による事業報告 書の受理に関する事 こと。

に改め、同表健康福祉部の項地域福

		6 第16条第2項の規定による事業の全部又は一部停止の命令に関する事	6 第32条第1項及び第2項の規定による報告の受理に関する事
			7 第32条第3項の規定による届出の受理に関する事
			8 第38条の規定による指導及び助言に関する事
			9 第39条第1項の規定による報告の徴収に関する事
			10 第39条第2項の規定による立入検査等に関する事

祉推進課の項施設事務費に関する事。の項部長専決事項の欄第1項中「健康長寿推進課」を「長寿社会政策課」

に改め、同部の項中

健康長寿 推進課

 を

長寿社会 政策課

 に改め、同項障がい福祉課の項施設事務費に関する事。の

項部長専決事項の欄第1項中「健康長寿推進課」を「長寿社会政策課」に改め、同表農林水産部の項農政企画課の項農業災害補償法に関する事。の項を次のように改める。

農業保険法に関する事		1 第45条の規定による仮理事の選任に関する事	1 第58条第3項、第65条第3項及び第112条第2項において準用する第32条第2項の規定による証明に関する事
		2 第65条第2項の規定による認可に関する事	

別表第2農林水産部の項県産米ブランド推進課の項主要農作物種子法に関する事。の項を次のように改める。

種苗法に関すること。	1 第66条の規定による第59条第4項に規定する勧告に関すること。	
	2 第66条の規定による第60条に規定する命令に関すること。	
	3 第66条の規定による第61条第2項及び第3項に規定する勧告及び公表に関すること。	
	4 第66条の規定による第62条に規定する指定種苗の集取に関すること。	
	5 第66条の規定による第65条に規定する報告の徴収等に関すること。	

別表第2 農林水産部の項林業振興課の項森林法に関すること。の項部長専決事項の欄中第16項を第17項とし、第1項から第15項までを1項ずつ繰り下げ、同欄に第1項として次の1項を加える。

1 第10条の2第1項の規定による開発行為の許可（山形県森林審議会への諮問を要するものに限る。）に関すること。

別表第3 総務企画部の項総務課の項不当景品類及び不当表示防止法に関すること。の項総合支庁部長専決事項の欄第1項中「こと」を「こと（村山総合支庁を除く。）」に改め、同表保健福祉環境部の項保健企画課の項医療法に関すること。の項総合支庁部長専決事項の欄中第5項を削り、第6項を第5項とし、第7項を第6項とし、同課の項社会福祉法に関すること（最上総合支庁に限る。）。の項を削り、同課の項中

「戦傷病者特別援護法に関すること（最上総合支庁及び置賜総合支庁に限る。）。

戦傷病者特別援護法施行令に関すること（最上総合支庁及び置賜総合支庁に限る。）。

を

「戦傷病者特別援護法に関すること（最上総合支庁に限る。）。

戦傷病者特別援護法施行令に関すること（最上総合支庁に限る。）。

に改め、同部の項地域保健福祉課の項中

戦傷病者特別援護法施行規則に関すること（最上総合支庁及び置賜総合支庁に限る。）。

戦傷病者特別援護法施行規則に関すること（最上総合支庁に限る。）。

児童福祉法に関すること（庄内総合支庁に限る。）。

児童福祉法に関すること（置賜総合支庁及び庄内総合支庁に限る。）。

を

に改め、同項児童福祉法に関すること（庄内総合支庁に限る。）の項総合

支庁長専決事項の欄第1項中「第21条の5の21第1項」を「第21条の5の22第1項」に改め、同欄第2項中「第21条の5の22第1項」を「第21条の5の23第1項」に改め、同欄第3項中「第21条の5の26第1項」を「第21条の5の27第1項」に改め、同欄第4項中「第21条の5の27第1項」を「第21条の5の28第1項」に改め、同欄に次の1項を加える。

9 第33条の18第4項の規定による命令に関すること。

別表第3保健福祉環境部の項地域保健福祉課の項児童福祉法に関すること（庄内総合支庁に限る。）の項総合支庁部長専決事項の欄第1項中「第21条の5の21第3項」を「第21条の5の22第3項」に、「第21条の5の26第5項」を「第21条の5の27第5項」に改め、同課の項児童福祉法に関すること（庄内総合支庁に限る。）の項総合支庁課長専決事項の欄中第10項を第15項とし、同項の前に次の1項を加える。

14 第33条の18第1項から第3項までの規定による報告の受理、公表及びその内容に係る調査に関すること。

別表第3保健福祉環境部の項地域保健福祉課の項児童福祉法に関すること（庄内総合支庁に限る。）の項総合支庁課長専決事項の欄中第9項を第13項とし、第8項を第12項とし、同欄第7項中「第24条の13」を「第24条の13第3項」に改め、同項を同欄第11項とし、同項の前に次の1項を加える。

10 第24条の13第1項の規定による指定の変更に関すること。

別表第3保健福祉環境部の項地域保健福祉課の項児童福祉法に関すること（庄内総合支庁に限る。）の項総合支庁課長専決事項の欄中第6項を第9項とし、第5項を第8項とし、同欄第4項中「第21条の5の25」を「第21条の5の26」に改め、同項を同欄第7項とし、同欄第3項中「第21条の5の19」を「第21条の5の20第3項及び第4項」に改め、同項を同欄第6項とし、同欄第2項の次に次の3項を加える。

3 第21条の5の17第1項ただし書の規定による別段の申出の受理に関すること。

4 第21条の5の17第5項前段の規定による届出の受理に関すること。

5 第21条の5の20第1項の規定による指定の変更に関すること。

別表第3保健福祉環境部の項地域保健福祉課の項中

民生委員法に関すること（庄内総合支庁に限る。）。

を

民生委員法に関すること（置賜総合支庁及び庄内総合支庁に限る。）。

に、

<p>「社会福祉法に関すること（最上総合支庁を除き、置賜総合支庁及び庄内総合支庁にあつては子育て推進部で所掌するものを除く。）。」</p>	<p>「社会福祉法に関すること（置賜総合支庁及び庄内総合支庁にあつては子育て推進部で所掌するものを除く。）。」</p>	<p>「戦傷病者特別援護法に関すること（庄内総合支庁に限る。）。」</p> <p>戦傷病者特別援護法施行令に関すること（庄内総合支庁に限る。）。</p> <p>戦傷病者特別援護法施行規則に関すること（庄内総合支庁に限る。）。」</p>	<p>「戦傷病者特別援護法に関すること（置賜総合支庁及び庄内総合支庁に限る。）。」</p> <p>戦傷病者特別援護法施行令に関すること（置賜総合支庁及び庄内総合支庁に限る。）。」</p> <p>戦傷病者特別援護法施行規則に関すること（置賜総合支庁及び庄内総合支庁に限る。）。」</p>	<p>に改め、同項介護保険法に関する</p>
---	---	---	--	------------------------

こと。の項総合支庁長専決事項の欄に次の2項を加える。

3 第114条の3の規定による介護医療院の開設者に対する修繕の命令に関すること。

4 第114条の5第3項の規定による介護医療院の開設者に対する措置命令に関すること。

別表第3保健福祉環境部の項地域保健福祉課の項介護保険法に関すること。の項総合支庁課長専決事項の欄中第3項を削り、第4項を第3項とし、第5項から第9項までを1項ずつ繰り上げ、同欄第10項中「の開設者」を「又は介護医療院の開設者」に改め、同項を同欄第9項とし、同項の次に次の1項を加える。

10 第72条の2第1項ただし書の規定による共生型居宅サービス事業者の特例に係る別段の申出の受理に関すること。

別表第3保健福祉環境部の項地域保健福祉課の項介護保険法に関すること。の項総合支庁課長専決事項の欄第19項及び第20項を削り、同欄第21項中「第82条の2第1項」を「第82条の2第2項」に改め、同項を同欄第19項とし、同欄中第22項及び第23項を削り、第24項を第20項とし、第25項から第39項までを4項ずつ繰り上げ、第57項を第63項とし、第47項から第56項までを6項ずつ繰り下げ、第46項を第51項とし、同項の次に次の1項を加える。

52 第115条の2の2第1項ただし書の規定による共生型介護予防サービス事業者の特例に係る別段の申出の受理に関すること。

別表第3保健福祉環境部の項地域保健福祉課の項介護保険法に関すること。の項総合支庁課長専決事項の欄中第45項を第50項とし、第41項から第44項までを5項ずつ繰り下げ、第40項を第45項とし、同項の前に次の9項を加える。

36 第107条第1項、第2項及び第6項の規定による介護医療院の開設の許可、変更の許可及び許可に係る意見の聴取に関すること。

37 第108条第1項の規定による介護医療院の許可の更新に関すること。

38 第109条の規定による介護医療院を管理する者の承認に関すること。

39 第112条第1項第4号の規定による介護医療院に関して広告できる事項の許可に関すること。

40 第113条の規定による介護医療院に係る変更、廃止、休止及び再開の届出の受理に関すること。

41 第114条第1項の規定による介護医療院の開設者による廃止等の届出後の便宜の提供に係る連絡調整及び援助に関すること。

42 第114条の2の規定による介護医療院の開設者等に対する報告の徴収等に関すること。

43 第114条の5第1項の規定による介護医療院の運営改善勧告に関すること。

44 第114条の8において準用する医療法第9条第2項及び第15条第3項の規定による介護医療院の開設者死亡又は失そう及びエックス線装置設置の届出の受理に関すること。

別表第3保健福祉環境部の項地域保健福祉課の項介護保険に関すること。の項総合支庁課長専決事項の欄中第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項を第3項とし、第5項を第4項とし、同課の項障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に関すること。の項総合支庁長専決事項の欄中第11項を第12項とし、第10項を第11項とし、第9項の次に次の1項を加える。

10 第76条の3第4項の規定による命令に関すること。

別表第3保健福祉環境部の項地域保健福祉課の項障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に関すること。の項総合支庁課長専決事項の欄中第12項を第15項とし、同項の前に次の1項を加える。

14 第76条の3第1項から第3項までの規定による報告の受理、公表及びその内容に係る調査に関すること。

別表第3保健福祉環境部の項地域保健福祉課の項障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に関すること。の項総合支庁課長専決事項の欄中第11項を第13項とし、第5項から第10項までを2項ずつ繰り下げ、第4項の次に次の2項を加える。

5 第41条の2第1項ただし書の規定による別段の申出の受理に関すること。

6 第41条の2第5項前段の規定による届出の受理に関すること。

別表第3保健福祉環境部の項地域健康福祉課の項児童福祉法に関すること。の項総合支庁長専決事項の欄第1項中「第21条の5の21第1項」を「第21条の5の22第1項」に改め、同欄第2項中「第21条の5の22第1項」を「第21条の5の23第1項」に改め、同欄第3項中「第21条の5の26第1項」を「第21条の5の27第1項」に改め、同欄第4項中「第21条の5の27第1項」を「第21条の5の28第1項」に改め、同欄に次の1項を加える。

9 第33条の18第4項の規定による命令に関すること。

別表第3保健福祉環境部の項地域健康福祉課の項児童福祉法に関すること。の項総合支庁部長専決事項の欄第1項中「第21条の5の21第3項」を「第21条の5の22第3項」に、「第21条の5の26第5項」を「第21条の5の27第5項」に改め、同課の項児童福祉法に関すること。の項総合支庁課長専決事項の欄中第10項を第15項とし、同項の前に次の1項を加える。

14 第33条の18第1項から第3項までの規定による報告の受理、公表及びその内容に係る調査に関すること。

別表第3保健福祉環境部の項地域健康福祉課の項児童福祉法に関すること。の項総合支庁課長専決事項の欄中第9項を第13項とし、第8項を第12項とし、同欄第7項中「第24条の13」を「第24条の13第3項」に改め、同項を同欄第11項とし、同項の前に次の1項を加える。

10 第24条の13第1項の規定による指定の変更にに関すること。

別表第3保健福祉環境部の項地域健康福祉課の項児童福祉法に関すること。の項総合支庁課長専決事項の欄中第6項を第9項とし、第5項を第8項とし、同欄第4項中「第21条の5の25」を「第21条の5の26」に改め、同項を同欄第7項とし、同欄第3項中「第21条の5の19」を「第21条の5の20第3項及び第4項」に改め、同項を同欄第6項とし、同欄第2項の次に次の3項を加える。

3 第21条の5の17第1項ただし書の規定による別段の申出の受理に関すること。

4 第21条の5の17第5項前段の規定による届出の受理に関すること。

5 第21条の5の20第1項の規定による指定の変更にに関すること。

別表第3保健福祉環境部の項地域健康福祉課の項介護保険法に関すること。の項総合支庁長専決事項の欄に次の2項を加える。

3 第114条の3の規定による介護医療院の開設者に対する修繕の命令に関すること。

4 第114条の5第3項の規定による介護医療院の開設者に対する措置命令に関すること。

別表第3保健福祉環境部の項地域健康福祉課の項介護保険法に関すること。の項総合支庁課長専決事項の欄中第3項を削り、第4項を第3項とし、第5項から第9項までを1項ずつ繰り上げ、同欄第10項中「の開設者」を「又は介護医療院の開設者」に改め、同項を同欄第9項とし、同項の次に次の1項を加える。

10 第72条の2第1項ただし書の規定による共生型居宅サービス事業者の特例に係る別段の申出の受理に関すること。

別表第3保健福祉環境部の項地域健康福祉課の項介護保険法に関すること。の項総合支庁課長専決事項の欄第19項及び第20項を削り、同欄第21項中「第82条の2第1項」を「第82条の2第2項」に改め、同項を同欄第19項とし、同欄中第22項及び第23項を削り、第24項を第20項とし、第25項から第39項までを4項ずつ繰り上げ、第57項を第63項とし、第47項から第56項までを6項ずつ繰り下げ、第46項を第51項とし、同項の次に次の1項を加える。

52 第115条の2の2第1項ただし書の規定による共生型介護予防サービス事業者の特例に係る別段の申出の受理に関すること。

別表第3保健福祉環境部の項地域健康福祉課の項介護保険法に関すること。の項総合支庁課長専決事項の欄中第45項を第50項とし、第41項から第44項までを5項ずつ繰り下げ、第40項を第45項とし、同項の前に次の9項を加える。

36 第107条第1項、第2項及び第6項の規定による介護医療院の開設の許可、変更の許可及び許可に係る意見の聴取に関すること。

37 第108条第1項の規定による介護医療院の許可の更新に関すること。

38 第109条の規定による介護医療院を管理する者の承認に関すること。

39 第112条第1項第4号の規定による介護医療院に関して広告できる事項の許可に関すること。

40 第113条の規定による介護医療院に係る変更、廃止、休止及び再開の届出の受理に関すること。

41 第114条第1項の規定による介護医療院の開設者による廃止等の届出後の便宜の提供に係る連絡調整及び援助に関すること。

42 第114条の2の規定による介護医療院の開設者等に対する報告の徴収等に関すること。

43 第114条の5第1項の規定による介護医療院の運営改善勧告に関すること。

44 第114条の8において準用する医療法第9条第2項及び第15条第3項の規定による介護医療院の開設者死亡又は失そう及びエックス線装置設置の届出の受理に関すること。

別表第3保健福祉環境部の項地域健康福祉課の項介護保険に関すること。の項総合支庁課長専決事項の欄中第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項を第3項とし、第5項を第4項とし、同課の項障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に関すること。の項総合支庁課長専決事項の欄中第11項を第12項とし、第10項を第11項とし、第9項の次に次の1項を加える。

10 第76条の3第4項の規定による命令に関すること。

別表第3保健福祉環境部の項地域健康福祉課の項障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に関すること。の項総合支庁課長専決事項の欄中第12項を第15項とし、同項の前に次の1項を加える。

14 第76条の3第1項から第3項までの規定による報告の受理、公表及びその内容に係る調査に関すること。

別表第3保健福祉環境部の項地域健康福祉課の項障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に関すること。の項総合支庁課長専決事項の欄中第11項を第13項とし、第5項から第10項までを2項ずつ繰り下げ、第4項の次に次の2項を加える。

5 第41条の2第1項ただし書の規定による別段の申出の受理に関すること。

6 第41条の2第5項前段の規定による届出の受理に関すること。

別表第3保健福祉環境部の項子ども家庭支援課の項児童福祉法に関すること。の項総合支庁課長専決事項の欄第1項中「第21条の5の21第1項」を「第21条の5の22第1項」に改め、「及び置賜総合支庁」を削り、同欄第2項中「第21条の5の22第1項」を「第21条の5の23第1項」に改め、「及び置賜総合支庁」を削り、同欄第3項中「第21条の5の26第1項」を「第21条の5の27第1項」に改め、「及び置賜総合支庁」を削り、同欄第4項中「第21条の5の27第1項」を「第21条の5の28第1項」に改め、「及び置賜総合支庁」を削り、同欄第5項から第8項までの規定中「及び置賜総合支庁」を削り、同欄に次の1項を加える。

10 第33条の18第4項の規定による命令に関すること（最上総合支庁に限る。）。

別表第3保健福祉環境部の項子ども家庭支援課の項児童福祉法に関すること。の項総合支庁課長専決事項の欄第2項中「第21条の5の21第3項」を「第21条の5の22第3項」に、「第21条の5の26第5項」を「第21条の5の27第5項」に改め、「及び置賜総合支庁」を削り、同欄第4項中「を除く」を「及び置賜総合支庁を除く」に改め、同課の項児童福祉法に関すること。の項総合支庁課長専決事項の欄第1項及び第2項中「及び置賜総合支庁」を削り、同欄中第19項を第24項とし、第11項から第18項までを5項ずつ繰り下げ、同欄第10項中「及び置賜総合支庁」を削り、同項を同欄第15項とし、同項の前に次の1項を加える。

14 第33条の18第1項から第3項までの規定による報告の受理、公表及びその内容に係る調査に関すること（最上総合支庁に限る。）。

別表第3保健福祉環境部の項子ども家庭支援課の項児童福祉法に関すること。の項総合支庁課長専決事項の欄第9項中「及び置賜総合支庁」を削り、同項を同欄第13項とし、同欄第8項中「及び置賜総合支庁」を削り、同項を同欄第12項とし、同欄第7項中「第24条の13」を「第24条の13第3項」に改め、「及び置賜総合支庁」を削り、同項を同欄第11項とし、同項の前に次の1項を加える。

10 第24条の13第1項の規定による指定の変更に関すること（最上総合支庁に限る。）。

別表第3保健福祉環境部の項子ども家庭支援課の項児童福祉法に関すること。の項総合支庁課長専決事項の欄第6項中「及び置賜総合支庁」を削り、同項を同欄第9項とし、同欄第5項中「及び置賜総合支庁」を削り、同項を同欄第8項とし、同欄第4項中「第21条の5の25」を「第21条の5の26」に改め、「及び置賜総合支庁」を削り、同項を同欄第7項とし、同欄第3項中「第21条の5の19」を「第21条の5の20第3項及び第4項」に改め、「及び置賜総合支庁」を削り、同項を同欄第6項とし、同欄第2項の次に次の3項を加える。

- 3 第21条の5の17第1項ただし書の規定による別段の申出の受理に関すること（最上総合支庁に限る。）。
- 4 第21条の5の17第5項前段の規定による届出の受理に関すること（最上総合支庁に限る。）。
- 5 第21条の5の20第1項の規定による指定の変更に関すること（最上総合支庁に限る。）。

別表第3保健福祉環境部の項環境課の項大気汚染防止法に関すること。の項総合支庁部長専決事項の欄に次の3項を加える。

- 11 第18条の26の規定による計画変更命令等に関すること。
- 12 第18条の29第1項の規定による改善勧告等に関すること。
- 13 第18条の29第2項の規定による改善命令等に関すること。

別表第3保健福祉環境部の項環境課の項大気汚染防止法に関すること。の項総合支庁課長専決事項の欄第4項中「及び第18条の13第1項」を「、第18条の13第1項及び第18条の31第1項」に改め、同欄第5項及び第6項中「及び第18条の13第2項」を「、第18条の13第2項及び第18条の31第2項」に改め、同欄中第16項を第19項とし、第15項の次に次の3項を加える。

- 16 第18条の23第1項の規定による水銀排出施設の設置の届出の受理に関すること。
- 17 第18条の24第1項の規定による水銀排出施設の使用の届出の受理に関すること。
- 18 第18条の25第1項の規定による水銀排出施設の構造等の変更の届出の受理に関すること。

別表第3保健福祉環境部の項環境課の項廃棄物の処理及び清掃に関する法律に関すること。の項総合支庁長専決事項の欄第6項中「第15条の2の6」を「第15条の2の7」に改め、同課の項廃棄物の処理及び清掃に関する法律に関すること。の項総合支庁部長専決事項の欄第17項中「定期点検」を「定期検査」に改め、同欄第20項中「第19条の3」を「第19条の3（第17条の2第3項において準用する場合を含む。）」に、「及び産業廃棄物」を「若しくは産業廃棄物又は有害使用済機器」に改め、同欄第21項中「第19条の5」を「第19条の5（第17条の2第3項及び第19条の10第2項において準用する場合を含む。）」に、「の処分」を「又は有害使用済機器の保管、収集、運搬又は処分」に改め、同課の項廃棄物の処理及び清掃に関する法律に関すること。の項総合支庁課長専決事項の欄第11項中「第12条の5第10項の規定による」を「第12条の5第11項の規定による電子情報処理組織使用義務者又は」に改め、同欄に次の1項を加える。

- 12 第17条の2第1項の規定による有害使用済機器の保管等の事業の届出の受理に関すること。

別表第3保健福祉環境部の項環境課の項中

		<p>23 第21条の2第1項の規定による廃棄物の処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条の2に規定する産業廃棄物処理施設及び県内に事務所又は事業場を有しない者が設置する移動式の施設を除く。）の事故の状況及び講じた措置の概要の届出の受理に関すること。</p>	
--	--	--	--

を

		23 第21条の2第1項の規定による廃棄物の処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条の2に規定する産業廃棄物処理施設及び県内に事務所又は事業場を有しない者が設置する移動式の施設を除く。）の事故の状況及び講じた措置の概要の届出の受理に関すること。	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令に関すること。			1 第16条の4の規定による有害使用済機器の保管等の事業廃止の届出の受理に関すること。

に改め、同表産業経済部の項地域産

業経済課の項通訳案内士法に関すること。の項総合支庁課長専決事項の欄第1項中「通訳案内士」を「全国通訳案内士」に改め、同欄第2項及び第4項中「通訳案内士登録証」を「全国通訳案内士登録証」に改め、同欄第5項中「及び第26条の規定による登録の抹消」を「の規定による登録の取消し等」に改め、同欄第8項を削り、同欄第7項中「第32条」を「第33条第2項」に改め、同項を同欄第8項とし、同欄第6項中「通訳案内士登録簿」を「全国通訳案内士登録簿」に改め、同項を同欄第7項とし、同欄第5項の次に次の1項を加える。

6 第26条の規定による登録の消除に関すること。

別表第3産業経済部の項農業振興課の項農業振興地域の整備に関する法律に関すること。の項総合支庁部長専決事項の欄第1項中「の協議」を「（農用地利用計画の変更であつて、1件の面積が3,000平方メートル以下の土地に係るものを除く。）の協議に対する同意」に改め、同部の項農業技術普及課、西村山農業技術普及課、北村山農業技術普及課、西置賜農業技術普及課及び酒田農業技術普及課の項主要農作物種子法に関すること。の項を次のように改める。

種苗法に関すること。			1 第61条第1項に規定する指定種苗の生産等に関する基準の遵守状況の検査に関すること。
------------	--	--	---

別表第3産業経済部の項農村計画課の項土地改良法に関すること（農村整備課で所掌するものを除く。）。の項総合支庁部長専決事項の欄第10項中「及び第88条第6項」を「、第87条の4第4項及び第88条第6項」に改め、同欄中第24項を第25項とし、第13項から第23項までを1項ずつ繰り下げ、第12項の次に次の1項を加える。

13 第87条の4第1項及び第2項の規定による緊急耐震工事計画の決定等に関すること。

別表第3産業経済部の項水産振興課の項中

山形県海岸 占用料等徴 収条例に関 すること。		1 第3条の規定 による占用料等 の減免に関する こと（占用等の 許可が庄内総合 支庁建設部建設 総務課の処分に 係るものを除 く。）。	
----------------------------------	--	--	--

を

山形県海岸 占用料等徴 収条例に関 すること。		1 第3条の規定 による占用料等 の減免に関する こと（占用等の 許可が庄内総合 支庁建設部建設 総務課の処分に 係るものを除 く。）。	
災害対策基 本法に関す ること。		1 第76条の6第 1項の規定によ る災害時におけ る車両の移動等 に関する措置命 令に関する事 こと。	
		2 第76条の6第 2項の規定によ る措置に関する こと。	
		3 第76条の6第 3項の規定によ る措置に関する こと。	
		4 第76条の6第 4項の規定によ る土地の一時使 用等に関する事 こと。	

に改め、同部の項森林整備課の項森

林法に関する事。の項総合支庁部長専決事項の欄第1項中「の意見を聴くこと」を「への諮問」に改め、同表の備考第1項の表中「、社会福祉法に関する事。の項」を削る。

別表第4第2号の表（総合支庁、子ども医療療育センター、産業技術短期大学校及び産業技術短期大学校庄内校以外の出先機関の長の共通専決事項）の項の次に次の1項を加える。

（職員育成センター所長の専決事項）

1 別に指定する補助金を交付すること。

別表第4第2号の表（港湾事務所長の専決事項）の項に次の2項を加える。

13 災害対策基本法に関する事のうち、次に掲げる事項

(1) 第76条の6第1項の規定による災害時における車両の移動等に関する措置命令に関する事。

(2) 第76条の6第2項の規定による措置に関する事。

(3) 第76条の6第3項の規定による措置に関すること。

(4) 第76条の6第4項の規定による土地の一時使用等に関すること。

14 別に指定する負担金を交付すること。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。